

● システム入力方法（許可申請）

【ヘルプデスク（TEL：080-4953-0566 Mail：TJ-fas-helpdesk@tjsys.co.jp）】

1 ログイン後のメニュー画面で、許可の申請をクリックしてください。

ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

食品衛生申請等システム

The Food business Application System
for licenses, export certificates and report of food recalls.

営業許可・届出

- 営業許可の申請
- 営業の届出
- 地位承継届の届出

食品リコール

- リコール情報の届出

メニュー

「食品衛生申請等システム」に開始に伴い、ネットで申請・届出ができるよう
2020年7月20日から「食品衛生申請等システム」の運用が始まりました。
これにより、今まで営業所を所管する保健所の窓口で手続きをする必要があった
営業許可等の手続きの効率化が図れますので、皆さま、ぜひご活用ください（※）

※ これまでの窓口への申請・届出も引き続き行うことは可能です。
※ 全国一律の営業届のタイミングについては、システムのお知らせ機能でご連絡
※ 営業許可申請等（変更届、承継届、廃業届含む）については、2021年6月が

お知らせ

2 下へスクロールし、新規申請をクリックしてください。

登録済みの営業施設の営業申請を行う場合はこちらから選択してください

新規営業施設

新規申請 戻る

発行済営業施設

|< << < 0~0件目/0件中 > >> >|

名称、屋号又は高号	郵便番号	所在地
-----------	------	-----

① 申請中の営業許可証が一覧されます。新たに手続きを行う場合は新規申請を行ってください。

3 許可営業施設登録画面の営業施設情報等を入力してください。(黄色は必須項目です。)

営業施設情報

名称、屋号又は商号	〇〇食堂
フリガナ	マルマルシヨクドウ
郵便番号	3978550 <input type="button" value="住所検索"/>
都道府県	長野県
市区町村	木曽郡木曽町
町域	福島
番地等	2757-1
マンション名等	
電話番号	
ファクシミリ番号	
電子メールアドレス	
営業車の自動車登録番号	
主として取り扱う食品又は添加物	未選択 <input type="button" value="選択"/>
主として取り扱う食品又は添加物 (自由記載)	
業態	
法第55条第2項各号のいずれかに該当することの有無	未選択
法第55条第2項各号のいずれかに該当する場合の内容	未選択
自動販売機の型番	
施設の構造及び設備を示す図面	事業譲渡以外の場合、必須項目です。ファイル登録から登録してください。
営業を譲り受けたことを証する書面等	事業譲渡の場合、必須項目です。ファイル登録から登録してください。
使用水の種類	未選択

主として取り扱う食品又は添加物はここをクリックしてください。

日本標準商品分類の選択

総務省で刊行されている日本標準商品分類から、該当する食品等の一般名称を選択して下さい。

検索条件

大分類: 未選択

名称: カレー

商品コードと名称

コード	名称
<input type="button" value="選択"/> 72414	その他の食料品 香辛料 カレー粉
<input type="button" value="選択"/> 75172	その他の食料品 調味料及びスープ 調味料関連製品 カレールウ
<input type="button" value="選択"/> 753143	調理食品 調理冷凍食品 肉及び卵の調理... カレー
<input type="button" value="選択"/> 753301	レトルトパウチ... カレー及びひげヤシ
<input type="button" value="選択"/> 753915	その他の調理食品 煮物類 カレー
<input type="button" value="選択"/> 750632	天然香料基原体... カレー

② 検索をクリックしてください。

① 大分類を選択または名称に取り扱う食品名を入力してください

③ 該当する食品を選択してください。

申請者(法人にあっては、その業務を行う役員を含む。)が以下に該当しない場合は「無」を選択してください。

①食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者。

②食品衛生法第59条から61条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者。

業態	
法第55条第2項各号のいずれかに該当することの有無	無
法第55条第2項各号のいずれかに該当する場合の内容	未選択
自動販売機の型番	
施設の構造及び設備を示す図面	事業譲渡以外の場合、必須項目
営業を譲り受けたことを証する書面等	事業譲渡の場合、必須項目です
使用水の種類	飲用に適する水
水質検査の結果	④飲用に適する水を選択した場合、ファイル登録ボタンから登録し

使用する水の種類を選択してください。
※「飲用に適する水」を選択した場合は、ファイル登録で水質検査成績書の写しを添付してください。

水質検査の結果 | ファイル登録ボタンから登録してください。

営業の種類/許可情報

+	申請区分	営業の種類	廃業年月日	序
---	------	-------	-------	---

+をクリックしてください。

営業種類の説明

営業種類の説明を確認したい場合はクリックしてください。

食品衛生責任者の情報

責任者氏名

営業の種類/許可情報

+ -	申請区分	営業の種類	許可
<input type="checkbox"/>	新規	①飲食店営業	

該当する営業の種類を選択してください。

営業種類の説明

①食品衛生責任者の資格を持つ者がいる場合

・食品衛生責任者の氏名、フリガナ、該当する資格を入力してください。(ファイル登録で資格証の写しを添付していただく必要もあります。添付の方法は 8 ページをご確認ください)

②食品衛生責任者の資格を持つ者がいない場合

・責任者となる予定の者の氏名とフリガナを入力し、資格は取得予定の資格を選択し、受講した講習会、資格取得年月日等には「資格取得予定」と入力してください。

食品衛生責任者又は食品衛生管理者の情報	
責任者氏名	飲食 太郎
フリガナ	インシヨクタロウ
資格	③調理師
受講した講習会、資格取得年月日等	
管理者氏名	
フリガナ	
資格	未選択
受講した講習会、資格取得年月日等	
食品等の指定	未選択

食肉製品や添加物（規格が定められたものに限る）などを製造する施設については、食品衛生管理者に関する情報を入力してください。

以下を参考に、HACCPの取組を選択してください。

衛生管理情報	
衛生管理計画	未選択 ▼
HACCPの取組	②HACCPの考え方を取り入れた衛生管理 ▼
輸出食品取扱施設	未選択 ▼
施設情報	
<input type="checkbox"/>	飲食店営業のうち簡易飲食店営業の施設
<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設
<input type="checkbox"/>	ふぐの処理を行う施設
<input type="checkbox"/>	指定成分等含有食品を取り扱う施設

【HACCPの考え方を取り入れた衛生管理となる場合】

- ①食品の製造・加工施設と併設または隣接した店舗で、大部分を小売する営業者
- ②飲食店営業を行う者
- ③喫茶店営業を行う者
- ④菓子製造業のうち、パン（概ね5日程度の消費期限のもの）を製造する者
- ⑤そうざい製造業を行う者
- ⑥調理機能付き自動販売機を取り扱う者
- ⑦容器包装に入った、または包まれた食品のみを貯蔵・運搬・販売する営業者
- ⑧食品を分割して容器包装に入れ、または容器包装で包み、小売販売する営業者
- ⑨上記以外の食品の取扱いに従事する者の数が 50名未満の事業場を有する営業者

【HACCPに基づく衛生管理となる場合】

- ①上記のHACCPの考え方を取り入れた衛生管理となる場合に該当しない者
- ②複合型そうざい製造業または複合型冷凍食品製造業を行う者
- ③HACCPの考え方を取り入れた衛生管理となる場合に該当するが、HACCPに基づく衛生管理を行う者

施設情報

<input type="checkbox"/>	飲食店営業のうち簡易飲食店営業の施設
<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設
<input type="checkbox"/>	ふぐの処理を行う施設
<input type="checkbox"/>	指定成分等含有食品を取り扱う施設

・該当する場合はチェックしてください。
・各項目の説明は以下をご確認ください。

【飲食店営業のうち簡易飲食店営業の施設】

- ・ 簡易な調理のみを行う施設 など
- ・ 本施設に該当する場合は、管轄保健所へご連絡ください。

【生食用食肉の加工又は調理を行う施設】

- ・ 生食用食肉（牛肉）の加工や調理を行う施設。
- ・ 本システムの入力以外に、生食用食肉取扱施設届出書を提出していただく必要がありますので、本施設に該当する場合は、管轄保健所へご連絡ください。

【ふぐの処理を行う施設】

- ・ 丸ふぐの処理を行う施設（みがきふぐのみ取り扱う施設は除く）。
- ・ ふぐ処理者氏名（フリガナ含む）、認定番号も入力してください。
- ・ 本システムの入力以外に、「フグ営業届書」を提出していただく必要がありますので、本施設に該当する場合は、管轄保健所へご連絡ください。

【指定成分等含有食品を取り扱う施設】

- ・ コレウス・フォルスコリー、ドオウレン、プエラリア・ミリフィカまたはブラックコホシュを含有する食品を取り扱う施設。
- ・ 本施設に該当する場合は、管轄保健所へご連絡ください。

施設情報

- 飲食店営業のうち簡易飲食店営業の施設
- 生食用食肉の加工又は調理を行う施設
- ぶぐの処理を行う施設
- 指定成分等含有食品を取り扱う施設

営業施設ごとの個別基準

営業施設ごとの個別基準 未確認

営業施設基準

営業施設の基準をクリックしてください。

開示情報確認

申請者氏名 公開 非公開

申請者住所 公開 非公開

営業施設基準

営業施設の基準を一覧しています。全ての項目に該非を設定して下さい。

営業施設に共通する基準

施設基準(特定基準)	
一 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造物又は設備、機械器具の配置及び器具又は添加物を取り扱う用に於いた十分な広さを有すること。	YES
二 食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのあるため、作業区分に応じ、届仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設設備における食品等又は従業員の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替に使用する場合のない。なお、住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物内に設けられていないこと。	YES
三 施設の構造及び設備	不適用

①施設基準の適合について選択してください。

営業施設ごとの個別基準

営業の種類	施設基準(特定基準)
①飲食店営業 自動車において調理をする場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。 (1) 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、	水を保管することのできる貯水設備を有すること。 水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。 水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

②設定をクリックしてください。

設定 閉じる

生食用肉の加工又は調理を行う施設
 ふぐの処理を行う施設
 指定成分等含有食品を取り扱

営業施設ごとの個別基準
 営業施設ごとの個別基準 **確認済**
 営業施設基準

開示情報確認
 申請者氏名 公開 非公開
 申請者住所 公開 非公開
 営業施設名称、屋号又は商号 公開 非公開
 営業施設所在地 公開 非公開
 営業施設連絡先 公開 非公開

ファイル登録 確認 削除 戻る 一時保存

開示情報確認
 申請者氏名 公開 非公開
 申請者住所 公開 非公開
 営業施設名称、屋号又は商号 公開 非公開
 営業施設所在地 公開 非公開
 営業施設連絡先 公開 非公開

ファイル登録 確認 削除 戻る 一時保存

入力後は確認済になります。

オープンデータとして公開を希望する場合は「公開」、希望しない場合は「非公開」を選択してください。

ファイル登録をクリックしてください。

①施設の図面を添付してください。

②飲用に適する水を使用する場合は、参照をクリックし、水質検査成績書の写しを添付してください。

③食品衛生責任者の資格証の写しを添付する場合は、「資格証の写し」と記載してください。

④食品衛生責任者の資格証の写しを添付してください。

⑤添付後に設定をクリックしてください。

営業施設ごとの個別基準 確認済

営業施設基準

開示情報確認

申請者氏名 公開 非公開

申請者住所 公開 非公開

営業施設名称、屋号又は商号 公開 非公開

営業施設所在地 公開 非公開

営業施設連絡先 公開 非公開

ファイル登録 確認 削除 戻る 一時保存

履歴一覧

確認をクリックしてください。

- 4 許可営業施設登録 >> 確認画面で入力した内容を確認し、内容に問題がない場合は「登録」をクリックしてください。

営業施設基準

Web ページからのメッセージ

登録しますか?

OK キャンセル

②OKをクリックしてください。

①登録をクリックしてください。

- 5 許可営業施設登録 >> 完了画面で正常に登録されたことが確認できます。

許可営業施設登録 >> 完了

① 正常に登録しました。

営業施設情報の営業許可申請が完了しました。
登録した営業施設情報の営業許可申請は、許可営業施設一覧から確認出来ます。

整理番号 LIC20210000000424

戻る

- 6 保健所で申請の受付が完了すると、I Dのメールアドレスにメール（営業許可申請受付通知）が届きます。
- 7 保健所による施設の現地調査で問題がないことが確認された後、I Dのメールアドレスにメール（営業許可検査結果通知）が届きます。